

令和8年第3回教育委員会定例会
(2月3日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和8年2月3日（火）午後1時03分から午後1時59分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	神田しげみ
委 員	川崎 修一
委 員	岩永 章
委 員	浦井 祥子

○出席者

事 務 局 次 長	佐々木洋人
庶 務 課 長	山田 安宏
教育施設担当課長	中島 伸也
学 務 課 長	仲田賢太郎
児 童 保 育 課 長	村松 有希
放課後対策担当課長	別府 芳隆
指 導 課 長	宮脇 隆
教育改革担当課長	増嶋 広曜
兼教育支援館長	
生涯学習推進担当部長	吉本 由紀
生 涯 学 習 課 長	吉江 司
スポーツ振興課長	榎本 賢
中 央 図 書 館 長	穴澤 清美

○日 程

日程第1 議案審議

- 第 1号議案 令和7年度台東区一般会計補正予算（第8回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について
- 第 2号議案 令和8年度東京都台東区一般関係予算（当初）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について
- 第 3号議案 東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第 4号議案 東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

- 第 5 号議案 東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第 6 号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第 7 号議案 東京都台東区小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第 8 号議案 東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第 9 号議案 東京都台東区立少年自然の家条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第 10 号議案 東京都台東区立保育所条例の一部を改正する条例の意見聴取について
- 第 11 号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 12 号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第 13 号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

日程第 2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 一般社団法人まなびをつなぐ未来創造機構が実施する事業に対する後援について

(2) 生涯学習課

イ 令和 7 年度台東区区民文化財指定及び台帳登載について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和 8 年 3 月の行事予定について

イ 給与制度の改正について

(2) 指導課

ウ 令和 7 年度幼児・児童・生徒の活躍について

3 その他

午後1時03分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和8年第3回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、岩永委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

それではまず、審議順序の変更について私から申し上げます。本日の議題には、東京都台東区教育委員会会議規則第15条第1項に該当する案件が含まれております。つきましては、順序を変更して、日程第2、教育長報告の協議事項、庶務課のア、教育長報告の報告事項、庶務課のアから聴取し、その他の案件については、傍聴人退出後に非公開で聴取いたしたいと思います。なお、非公開会議の会議録については、本来公開するものではございませんが、本定例会で非公開とした案件については、区議会報告後に公開することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 それでは、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、一般社団法人まなびをつなぐ未来創造機構が実施する事業に対する後援名義の使用についてご説明をいたします。資料1をご覧ください。

本事業の名称は、はじめてのおしごと体験でございます。実施日時は、令和8年3月22日、日曜日、午前の回は10時から13時まで、午後の回が13時30分から16時30分までの2部構成となっております。実施場所は台東区民会館の8階第5会議室で、入場者数は各回60名までとなっております。

続きまして、5番の事業の目的でございます。本事業を通じて、学校では学べない金融知識をファミリーで学び、実践することによって、よりよい未来を歩むためのきっかけ作りを啓発することを目的としております。

資料の次のページをご覧ください。事業の内容でございます。寸劇を用いたお金をもらうことについての講義、お金の歴史や世界のお金についての講義、また、お店屋さんごっこという体験型の遊びを通して収支計算、商品作り、販売実施体験等のプログラムを行う予定でございます。また、お店屋さんごっこの中で子供たちが商品作りを行う時間があるため、保護者はこの間にお小遣いの考え方やお金との上手な付き合い方等の講義を受講するようになっております。

入場料等の徴収につきましては、参加費無料となっております。

本事業の後援名義の使用による効果につきましては、保護者が教育意識を持って参加することができるということでございます。また本事業は他団体への後援依頼はございません。

資料の3ページ目以降に企画書等を添付しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

簡単ですが説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○浦井委員 すいません、見落としていたら申し訳ないんですけども。この金融リテラシーというのは本当に大切ですし、幼い頃からのこの教育というのは大変重要なことなので、とてもありがたいことだと思います。そのうえで、実施風景として11枚目に載っている写真を拝見すると、幼いお子さん向けなのかなと思うんですが。何歳から何歳までお子さんが対象なのかがちょっと見当たらず。もし分かれば教えていただけたらと思います。実施のときにはそれを明記しないと、一体どの範囲が対象のどういうものなのかが分からないかなと思ひまして、よろしくお願いします。

○庶務課長 ご指摘のとおり、年齢のところですけども、主催者としては、対象年齢を4から10歳ぐらいの比較的小さめのお子さんを想定しているということです。

先ほどご説明でちょっと触れましたけど、お店屋さんごっこといったところの部分を通じて実際に動いていくということになっているということで、主な対象はそことなっております。

確かに案内の方はちょっと注意するように、こちらからもお話をしておきたいと思ひます。

○浦井委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 岩永委員、どうぞ。

○岩永委員 これと同じ事業を学校教育の中でやろうと思ひますと、非常に労力と時間と、そのつながりを作ると、大変な事業となります。

そういった視点で考えると大変ありがたい事業だと思いますので、後援名義の使用をぜひ推したいと考えております。

併せて、この事業のアナウンスの方法は、団体さんの方から何か来ているのでしょうか。

○庶務課長 こちらにつきましては、この資料の後ろのほうにもありますが、チラシを作成して配布する。これまた、実際にその対象年齢に当たりそうな小学校の1年生や4年生ぐらいまでのところに向かっての配付ですとか、あとホームページなんかにも案内はしていきたいというふうに聞いております。

○岩永委員 世田谷区でも何か実施したということですので、台東区でもやっていただけるとありがたいと思ひます。

以上です。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

まず、庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、令和8年3月の教育委員会の行事予定についてご説明いたします。
資料3をご覧ください。

3月になりますので、区立保育園の終了お祝い会、それから区立幼稚園の修了式、区立小・中学校の卒業式が記載のとおり予定されております。ご出席よろしく願いいたします。

またそのほか、下谷青年学級の閉級式等の行事も予定されております。

簡単ではございますが、以上でございます。よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより会議は非公開といたします。

○佐藤教育長 非公開の会議録署名委員につきましては、定例会に引き続き、岩永委員に
お願いいたします。

〈日程第1 議案審議〉

第1号議案

○佐藤教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由、及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第1号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは第1号議案、令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第8回）に
おける教育関係経費計上予定案の意見聴取についてご説明をいたします。

本案は第1回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため提出したものでございます。

議案の次に添付しております内訳書をご覧ください。はじめに、歳入でございます。歳入予算を1億2,467万8,000円減額し、補正後の額を69億9,072万4,000円といたします。

次に歳出でございます。歳出予算を10億2,826万3,000円減額し、補正後の額を331億7,224万円といたします。

次に、繰越明許費でございます。金曾木小学校大規模改修増築で想定数量以上の地中障害物撤去対応により工期が遅延し、出来高の一部について当年度内の支払いが困難となったため設定をしたものでございます。

資料の次のページをご覧ください。以下主なものを申し上げます。

初めに歳入の内訳でございます。まず、国庫負担金、教育費負担金では、庶務課の子育てのための施設等利用給付費が1,497万1,000円、児童保育課の子供のための教育保育給付費が2,164万2,000円の、それぞれ減額となっております。

また、都負担金、教育費負担金の同名の事業につきましても、庶務課と児童保育課でそれぞれ減額となっております。

次のページをご覧ください。都補助金、教育費補助金では、児童保育課の子供家庭支援包括補助事業費が866万8,000円、保育従事職員宿舍借上げ支援事業費が825万1,000円の、それぞれ減額となっております。

歳入については以上でございます。

続きまして、次のページ、歳出の内訳をご説明いたします。まず、教育総務費では、3行目の子育てのための施設等利用給付で、実績見込みにより庶務課が2,994万1,000円、児童保育課が574万8,000円の、それぞれ減額となっております。その次の医療的ケア児支援では、人員配置実績により、学務課が825万2,000円、児童保育課が2,151万1,000円の、それぞれ減額となっております。

次に、小学校費では、庶務課の小学校施設管理が実績見込みにより4,036万4,000円、小学校ICT教育の推進が、学習系ネットワーク基盤サービス利用業務委託及び学習用端末借り上げの契約差金により1億3,493万3,000円の、それぞれ減額となっております。

次のページをご覧ください。2行目の学務課の補助教材費等支援が実績見込みにより6,802万3,000円の減額となっております。

続いて中学校費では、小学校費と同様に、庶務課の中学校ICT教育の推進が4,572万8,000円、学務課の補助教材費等支援が1,712万8,000円の、それぞれ減額となっております。

次に、幼稚園費では、庶務課の私立幼稚園施設型給付が6,834万2,000円の減額となっております。

次のページをご覧ください。児童保育費では食品費が3,000万円、児童保育課の地域型保育給付が3,150万9,000円、保育所運営が1億5,891万円、それから一番下のこどもクラブ

運営が3,224万9,000円の、それぞれ減額となっております。

次のページをご覧ください。こども園費ですが、学務課が在園児数見込みにより、こども園施設型給付が5,000万円、ことぶきこども園管理運営が4,000万円の、それぞれ減額となっております。

最後に社会教育費では、生涯学習課の生涯学習センター管理運営が、光熱水費及び委託料の実績により2,400万円の減額となっております。

増減の主な理由につきましては、それぞれ資料の説明欄に記載のとおりでございます。

お手数ですが、議案の2ページ目にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第1号議案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第2号議案

○佐藤教育長 次に、第2号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第2号議案、令和8年度東京都台東区一般会計予算(当初)における教育関係経費計上予定案の意見聴取についてご説明いたします。

本案は第1回区議会定例会に付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため、提出したものでございます。

議案の次に添付しております内訳書をご覧ください。令和8年度一般会計予算における教育関係経費全体の歳入と歳出の科目別予算の一覧でございます。歳入総額は12億7,420万2,000円。前年度比58億9,322万円、82.2%の減でございます。

歳出総額は266億8,214万7,000円。前年度比66億6億4,543万2,000円、19.9%の減でございます。

次のページをご覧ください。債務負担行為として、記載の14事業を予定しております。以下主な内容を申し上げます。次の資料をご覧ください。

初めに歳入予算でございます。まず、分担金及び負担金では、教育費負担金が民生費への組替えにより3億4,734万5,000円の皆減となっております。使用料及び手数料では、教

育使用料が、民生費への組替えによる保育所保育料の皆減、並びに第一子無償化に伴うこども園保育料の減、及び生涯学習センター施設使用料の増の差引きにより、1億533万9,000円の減額となっております。

国庫支出金では、教育費負担金が民生費への組替えにより27億8,458万3,000円の皆減となっております。また、教育費補助金が金曾木小学校、東泉小学校、及び駒形中学校大規模改修工事に対する交付金の増、及び事業移管による保育対策総合支援事業費等の皆減の差引きにより、5,948万5,000円の増額となっております。

続きまして、都支出金では、教育費負担金が民生費への組替えにより12億8,427万3,000円の皆減。教育費補助金は、民生費への組替えによる保育所等利用多子世帯負担軽減事業費等の皆減、及びデジタル利活用支援員配置支援事業費の増の差引きにより、14億1,839万2,000円の減額となっております。

1款飛ばしまして、繰入金では、教育振興基金繰入金が、周年事業終了による内山少年少女音楽振興基金取崩しの皆減、及び所蔵資料デジタル化実施による池波社会教育振興基金の増の差引きにより、800万円の増額となっております。諸収入では、教育費受託収入が民生費への組替えにより、739万1,000円、利用料等収入が874万3,000円のそれぞれ減となっております。

次のページをご覧ください。教育費歳出予算概要でございます。区の一般会計の総額は1,532億円、前年度比226億円、17.3%の増となっております。そのうち教育費は266億8,214万7,000円で、一般会計に占める割合は17.4%となっております。

その下の表は、教育費の項別の内訳でございます。構成比100%の欄を横にご覧ください。まず事業費は243億5,225万6,000円、前年度比50億4,413万3,000円、17.2%の減でございます。また、人件費は23億2,989万1,000円、前年度比16億129万9,000円、40.7%の減でございます。

次のページをご覧ください。人件費の増減説明でございます。こちらの予算額の増減につきましては、職員構成の変化によるものでございます。

続きまして次のページをご覧ください。歳出予算の内訳でございます。

まず、教育総務費では、1、職員費、3、子育てのための施設等利用給付、4、医療的ケア児支援の三つが民生費への組替えにより、それぞれ減額となっております。7、教育支援課特別支援教育支援員の配置は、支援員の配置増により、1億1,648万6,000円、8の教育支援課機能強化等改修は、改修工事の進捗に伴い、2億3,357万6,000円の、それぞれ増額となっております。9の仮称北上野二丁目福祉施設整備は、新規事業により1億6,371万1,000円を新たに計上しております。

小学校費では、1、管理運営費、小学校施設保全は、計画工事の件数増加により2億8,396万4,000円、3、金曾木小学校大規模改修増築は、環境整備工事、初度調弁経費の計上により2億2,816万円の、それぞれ増となっております。4、東泉小学校大規模改修は、本体工事費前金払いの終了により1億3,764万8,000円の減額となっております。

中学校費では、2、管理運営費、中学校施設保全では柏葉中学校プール改修工事の実施により4億350万4,000円、4、駒形中学校大規模改修は本体工事費の計上により20億3,814万円、5、御徒町台東中学校大規模改修は、仮校舎改修費の計上により2億7,471万8,000円の、それぞれ増額となっております。

校外施設費では、1、少年自然の家管理運営が、保全計画による修繕設計委託の増により6,275万3,000円の増額となっております。

次のページをご覧ください。幼稚園費では、2、私立幼稚園、私立幼稚園施設型給付が、給付対象者数の減により4,367万6,000円の減額。3、管理運営費、幼稚園施設管理用業務委託は、労務単価の増により1,107万4,000円の増額となっております。

こども園費では、2、こども園施設型給付が公定価格の増により1,075万2,000円、4、石浜橋場こども園管理運営、こども園維持運営は、会計年度任用職員報酬等及び給食調理業務委託等の増により、2,442万1,000円の、それぞれ増額となっております。

社会教育費では、機能強化等改修工事の進捗により、5、中央図書館機能強化等改修は8億4,617万6,000円、6、生涯学習センター機能強化等改修は26億3,149万円のそれぞれ増額となっております。また、7、小島社会教育館改築は、新規事業により1億7,360万円を新たに計上しております。

社会体育費では、1、リバーサイドスポーツセンター管理運営は、屋外プールの開場期間の拡大により、7,739万2,000円の増。4、リバーサイドスポーツセンター陸上競技場改築は、新規事業により5,830万円を新たに計上しております。

また、参考ではございますが、児童保育費は民生費への組替えにより、141億9,347万8,000円の皆減となっております。

次のページからは、令和8年度に実施を予定している主な新規充実事業の一覧でございます。新規事業はSTEAM教育をはじめとする7事業、学校園教育の充実は、新しい時代の学校作りをはじめとする12事業でございます。

次のページをお開きください。教育保育施設・社会教育施設の整備は、教育支援館機能強化等改修をはじめとする14事業となっております。

事業の概要につきましては、それぞれ内容説明の欄をご確認いただきたいと思います。

それでは議案の2ページ目にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

長くなりましたが説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○岩永委員 大規模改修や庁内の組織改編などもあり、予算編成が難しかったのではないかと推察いたします。予算編成では、人的支援の部分で増額してくださっているということで、今の教育現場、幼稚園・保育園も含めて、特別に支援を要する子供が増加傾向にあります。多様な子供たち、ご家庭に対する支援も今年度よりも手厚くされており、私は大

変工夫された教育予算の編成になっていると見させていただきました。

以上でございます。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第2号議案については原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第3号議案

○佐藤教育長 次に、第3号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第3号議案、東京都台東区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。議案をご覧ください。

本案は、令和8年第1回区議会定例会に付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため提出したものでございます。

お手数ですが、議案に添付しております新旧対照表をご覧ください。教育委員会に係る部分は、別表第3でございますが、これは情報照会者が事務を行う際に必要な特定個人情報情報を情報提供者に求める事務を掲載しているものでございます。その中で、情報照会先が教育委員会となっている欄内におきまして、子供のための教育保育給付、もしくは施設等利用給付の支給、又は地域子供子育て支援事業を実施する際に引用している省令に新たな事務が追加されたことに伴う号ずれが生じたため、この引用部分を改正するものでございます。

付則をご覧ください。本条例は、令和8年10月1日から施行いたしますが、この別表第3につきましては、令和8年4月1日から施行いたします。

お手数ですが議案2枚目にお戻りください。教育委員会の意見案として本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第3号議案については原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第4号議案

○佐藤教育長 次に、第4号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは第4号議案、東京都台東区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をいたします。議案をご覧ください。

本案は、令和8年第1回議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため提出したものでございます。

恐れ入ります。議案に添付しております新旧対照表をご覧ください。この改正は、令和7年第4回区議会定例会において、議員報酬の額及び区長等の給料の額を改正したことを踏まえ、均衡の観点から、教育委員・選挙管理委員・監査委員の報酬月額について記載のとおり変更するものでございます。

付則をご覧ください。本条例の施行日は令和8年4月1日としております。

議案の2枚目にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第4号議案については原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第5号議案

○佐藤教育長 次に、第5号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第5号議案、東京都台東区教育振興基金条例の一部を改正する条

例の意見聴取についてご説明いたします。議案をご覧ください。

本案は令和8年第1回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため提出したものでございます。

度々恐れ入りますが、議案に添付しております新旧対照表をご覧ください。東京都台東区池波社会教育振興基金を1億8,600万円から1億7,600万円といたします。また新たに東京都台東区こうの教育振興基金を設立するため、別表に追記をいたします。

本基金は元台東区議会議員の河野純之佐氏から、学校教育の振興のために活用してほしいと100万円のご寄付をいただいたため設立に至ったものでございます。

付則をご覧ください。東京都台東区池上社会教育振興基金については令和8年4月1日から、東京都台東区こうの教育振興基金については公布の日から施行いたします。

議案の2枚目にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第5号議案については原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第6号議案

第11号議案

第12号議案

第13号議案

〈日程第2 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 イ

○佐藤教育長 次に、第6号議案を議題といたします。

なお、関連する第11号議案から第13号議案、日程第2、教育長報告の報告事項、庶務課のイについても、一括して議題といたします。

はじめに、庶務課長、説明及び報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、はじめに、報告事項、給与制度の改正についてご説明をいたします。資料は4をご覧ください。

まず1、管理職員に係る給与処遇の改正でございます。幼稚園教育管理職員の役割の重要性が増大している現状を踏まえ、職務・職責をより重視した給与制度へと改正を行うものでございます。まず（1）の管理職手当については、園長・副園長に支給される手当の額を表に記載のとおり改正いたします。

次に（2）の管理職特別勤務手当でございます。週休日等以外の深夜の時間帯に勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当について、支給対象時間帯を拡大し、夜間業務従事者の処遇を改善いたします。具体的には、現在午前0時から午前5時までとしているものを、午後10時から翌日の午前5時までといたします。

次に、2の初任給に係る号給加算の見直しでございます。有為な人材を確保するため、初任給決定における経験年数の号給への加算方法の見直しを行います。現在、経験年数による加算には限度号数が資料にあるとおり定められておりますが、この限度号数を廃止し、現行の加算限度号数に相当する経験年数を超える部分についても加算対象としていくものでございます。

資料の2ページ目をご覧ください。3の実施時期でございます。今回の改正につきましては、令和8年4月1日から実施いたします。

最後に4、改正する条例及び規則でございます。給与に関する条例の他、記載の三つの規則を改正いたします。

報告事項についてのご説明は以上でございます。

続きまして、第6号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をいたします。議案をご覧ください。

本案は令和8年第1回区議会定例会に付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため提出したものでございます。

恐れ入ります、議案に添付している新旧対照表をご覧ください。第23条第2項におきまして、先ほどご説明いたしました管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を記載のとおり改正いたします。

議案の2枚目にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、第12号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

こちらにも議案に添付しております新旧対照表をご覧ください。管理職手当の額につきまして、記載のとおり改正を行います。

続きまして、第13号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。議案をご覧ください。

こちら、すみません、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。管理職員特別勤務手当の支給について、規則の第2条第3条の規定の整備を行います。

ただいまご説明いたしました条例及び規則の施行日につきましてはいずれも令和8年4月1日としております。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議の上、3議案のいずれも原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 次に指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 同じく、PDFの13ページの第11号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の初任給初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

15ページの新旧対照表をご覧ください。先ほど庶務課長から説明がありましたように、有為な人材を確保するため、初任給決定における経験年数の号給への加算方法を見直すことに伴い、改定を行うものでございます。

付則のとおり、施行日は令和8年4月1日となります。

本案につきましては、原案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○佐藤教育長 ただいまの説明及び報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第6号議案、第11号議案から第13号議案については原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

なお、教育長報告の報告事項、庶務課のイについても、報告どおり了承願います。

〈日程第1 議案審議〉

第7号議案

○佐藤教育長 次に、第7号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、第7号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をいたします。

本案は令和7年12月24日に公布をされ施行されました、東京都の都立学校の学校医学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に準じまして、学校医等の

補償基礎額を改定するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提出するものでございます。

改正内容についてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。PDFは通しで5ページでございます。学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の補償基礎額について、都条例の改正に準じて対照表に記載のとおり改定をいたします。

次に付則でございます。施行日については公布の日からとしまして、経過措置として令和7年4月1日以降に事由が発生したものについて適用いたします。

続いて議案について、PDF2ページでございます。教育委員会の意見案として原案に異存ありませんとしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第7号議案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

議案第8号

議案第9号

○佐藤教育長 次に、第8号議案を議題といたします。

なお、関連する第9号議案についても一括して議題といたします。

はじめに、スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、第8号議案、東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。

この度の意見聴取は、施設の使用料に関する基本的な考え方の改定に沿って、地方教育行政法組織を理由に関する法律第29条の規定に基づき提案を提出するものでございます。

それではPDFの12ページをご覧ください。こちらの1月23日に開催された政策会議に諮られました区有施設の使用に関する基本的な考え方の改定の資料でございます。

はじめに、1の改定の目的でございます小人料金の対象を原則中学生以下としているものの、一部施設では高校生以下を対象とするなど、施設間で差が見られることなどから、小人料金区分の対象を変更し、料金区分の統一を図るものでございます。

次に2の基本的な考え方の改正内容ですが、小人料金の対象を高校生等相当年齢まで対象を広げるといったものでございます。

次に3の料金区分の改定予定の施設一覧ですが、恐れ入りますがPDFの15ページをご覧ください。こちら、別紙2の料金区分の改定予定施設の一覧でございます。体育施設条例では、上段から台東リバーサイドスポーツセンター、清島温水プール、柳北スポーツプラザプール、都立浅草高校温水プールの個人利用が対象で、後ほど学務課長がご説明します、第9号議案の少年自然の家条例の霧ヶ峰学園も対象施設でございます。

PDFページの16ページをご覧ください。それでは、体育施設条例の一部を改正する条例の内容と、該当する条文を新旧対照表でご説明いたします。別表4でございます。

台東リバーサルスポーツセンター体育館と陸上競技場の使用区分について、中学生以下を高校生等相当年齢以下の者と改めます。

PDFページの17ページをご覧ください。こちらは台東リバーサイドスポーツセンターの水泳場、また清島温水プール、また下段の柳北スポーツプラザについて、同様の改正を行うものでございます。

PDFページの18ページをご覧ください。付則のうち、施行期日ですが、本条例は令和8年4月1日から施行いたします。

なお、付則の3、経過措置には、清島温水プールで取扱っております回数券・定期券について、本条例の改正日前に一般預金区分で購入された高校生等年齢相当年齢の方へ新たな料金区分との差額を払戻すための措置を記載してございます。

それではPDFの8ページにお戻りください。教育委員会の意見案としましては、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

○佐藤教育長 次に、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 続きまして、第9号議案、東京都台東区立少年自然の家条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をいたします。初めに改正内容についてご説明をいたします。

PDF23ページの新旧対照表をご覧ください。先ほどスポーツ振興課長の説明と同様に、条例の第12条、利用料金等に関係いたします別表におきまして、これまでは小人料金区分を中学生以下としていたものを、高校生相当年齢まで対象を広げるものでございます。

続いて、下の付則でございます。施行日については令和8年4月1日としまして、経過措置に記載のあるとおり、条例の施行日以降の霧ヶ峰学園の利用について適用し、当日前の利用については従前の例によるものといたします。

続いてPDFの21ページ、議案でございます。教育委員会の意見案として、原案に異存ありませんとさせていただきました。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○**神田委員** 今の説明でよく分かりました。特にこれでいいと思うんですけども、これまで中学生以下に実施していた、何か理由があるのでしょうか。

○**学務課長** 明確に記録として残っているものはないんですが、やはり義務教育を担当していますので小中学生の活動については半額とするという考えが教育委員会内ではあったのかなというふうに推察いたします。

○**神田委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**浦井委員** 今の神田委員のご質問と、ちょっと関連してなんですけれども。中学生から高校生に上げたということで、特に第8号議案などのところなどで書いてらっしゃいますが、高校生等相当年齢以下という形で、これは高校に在籍していなくても相当年齢であれば適応すると考えて良いのでしょうか。逆に、在籍していても、高校ですとゆっくり留年している場合というのもあり得るので、その場合はどのようなになるのか。その場合は適用しないのか。この部分を分かりやすくして明記しておかないと。中学生は義務教育なので全員が年齢は同じということで問題は起こらないと思うんですが、高校に上げる場合は、年齢もバラバラですし、年齢が上がってから高校に入ったという方もいらっしゃるかと思いますので、そういう場合はどのようなになるのかということについて、質問させていただきます。

要望として、できれば分かりやすく、何かしら明記するなり、いろいろなところでちょっとご配慮いただけたらと思うところです。

すみません、よろしくお願いいたします。

○**学務課長** まず、参考資料でつけさせていただきました経営改革担当の使用料の考え方の改定についての考え方の部分でございますけども、高校生相当年齢につきましては学齢18歳以下を対象とするということとしておりまして、学齢で区切るというようなことでございます。なので、委員がおっしゃっていただいた、現に高校に在籍をしていなくても対象とするということでございます。また、新旧対照表のほうに新条例の記載が書いてありますが、18歳に達する日以降の最初の3月31日までというような規定をしておりまして、今申し上げたのと同じ意味合いでございますが、周知にあたりましては、なるべく分かりやすいように記載するように心がけてまいります。

○**浦井委員** ありがとうございます。そうしますと、書き方で何か決まりがあるのであれば仕方がないかなと思うんですが、普通に年齢で書いていただいたほうがわかりやすいかという気もいたします。小中高と書かれると、高校に通っていない方は自分は違うとなりそうな気がしますし、ちょっとそこを括弧して年齢まで記載するとか、何かしら表示の方法などをご考慮いただけると、窓口での混乱が生じにくくなるかなというふうに思うところです。何か民間の施設なんかで似たようなことをなさっているところがあられるかと思っていますので、もし可能であればそういうところで一番問題のない表示の形をしていただけたら本当にありがたいなと思うところです。よろしくお願いいたします。

○岩永委員 この改正に、私は、賛成しております。台東区の教育の方針の中で生涯スポーツや自然体験を大切にしているところがありますので、改正は大変よいことだと思います。この視点から言いますと、この改正の周知が一つポイントになるかと思いますので、区民への周知をお願いいたします。

また、この改正による効果をどのように見込んでいるのか、教えていただければと思います。

○学務課長 まず、一点目の周知でございますが、特に変更があるタイミングでの大幅な区のルールの見直しでございますので、そのタイミングはなるべく力を入れて、広く、特に対象となり得る方に対して、広報してまいりたいというふうに考えております。

2点目のこの効果でございますが、区立の施設の使用料が今までよりも低廉な額で利用ができるということで、利用促進の効果があるのではないかなというふうに考えておりまして、例えば少年自然の家であれば自然に親しむというような体験を得る機会を受けやすくなるのではということ进行期待してございます。

○岩永委員 ありがとうございます。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第8号議案及び第9号議案については原案どおり決定いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第10号議案

○佐藤教育長 次に、第10号議案を議題といたします。

児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、第10号議案、東京都台東区立保育所条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をいたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するものです。

恐れ入りますが、PDFの28ページ、新旧対照表でご説明をさせていただきます。本案は、前回の本委員会でご説明いたしましたとおり、公設民営の東上野乳児保育園において、新たに乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施すること等に伴い、規定の整備を図るものです。そのため、東上野乳児保育園の実施事業及び同園を運営する指定管理者の業務に乳児等通園支援事業を加えるよう、第4条の2及び第9条第3号を新設いたします。その他、本事業の実施時間及び利用料金について、第6条第4項及び第11条第2項をそれぞれ新設し、規定する他、所要の改正を行います。

付則をご覧ください。本条例の施行日は令和8年4月1日からとしています。

恐れ入ります、PDF25ページにお戻りください。教育委員会の意見案として、原案に異存ありませんとしております。

ご説明は以上です。本議案について、よろしくご協議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第10号議案については原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(2) 生涯学習課 イ

○佐藤教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

生涯学習課のイについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、協議事項(2)、生涯学習課のイ、令和7年度台東区区民文化財指定及び台帳登載についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

教育委員会の附属機関である台東区文化財保護審議会が1月22日に開催されまして、区民文化財指定及び台帳登載について6件の答申がありましたので、その内容についてご説明いたします。

はじめに、区民文化財指定でございます。資料2ページをご覧ください。

指定有形文化財(絵画)として、宗教法人下谷神社が所有する「板絵著色雲龍図(天井画) 横山大観」筆1面でございます。本図は昭和9年に下谷神社の拝殿に書かれた横山大観による雲龍図です。平成12年に区民文化財台帳に有形文化財(絵画)として搭載しています。制作に至るまでの記録が詳細に残り、地域の振興を考える上で貴重でございます。本図には横山大観の典型的な龍図の特徴が認められ、大観の画業を知る上でも重要でございます。

次に、区民文化財台帳登載でございます。3ページをご覧ください。

有形文化財(彫刻)として、宗教法人寛永寺が所有する「銅造地藏菩薩立像」1軀でございます。本像は、象本体や台座に刻まれている銘文から奉納者、造立趣旨、制作者、制作年代などを知ることができます。本像を制作した宇田川善兵衛重賢は3代にわたって活躍した江戸を代表する鋳物師です。失われた作例も多く、本像は江戸を代表する鋳物師の

作風を伝えるものとして貴重な作品であります。江戸時代の鋳物師について考える上で基準となる作例の一つで、江戸中期の信仰、宗教活動を知る上でも重要でございます。

4ページを御覧ください。有形文化財（彫刻）として、宗教法人浅草寺が所有する「木造神馬立像」1軀でございます。木造寄木造り彩色で、馬体の表面に黒漆を塗り、白土地を施した跡が確認できます。本像は鎌倉から南北朝の14世紀に作られた木造の神馬立像でありまして、馬体はほぼ原寸大でございます。写実性が高く、大型で他に類例を見ない貴重な作品でございます。また、浅草寺絵馬扁額群の前史を考える上でも重要であります。

5ページをご覧ください。有形文化財（考古資料）として、台東区教育委員会が所有する「上野忍岡遺跡群-東京国立博物館管理棟（仮称）地点-出土寛永寺関連資料」一括でございます。本資料は東京国立博物館管理棟建設に伴いまして平成28年から29年の発掘調査で出土したものでございます。資料としては、幕府御用窯の高原焼、瀬戸助焼などが挙げられ、高原焼と瀬戸助焼は上流階級の需要の下につくられたもので、希少価値の高いものとなっております。寛永寺の特殊性を明らかにするとともに、大がかりな土地利用の変遷を知ることができ、高原焼や瀬戸助焼などの特別な焼き物の出土も含め、将軍家菩提寺としての寛永寺の特徴を表すものとして、台東区の寺院の歴史を知る上でも貴重なものでございます。

恐れ入ります、6ページをご覧ください。有形文化財歴史資料として、宗教法人世尊寺が所有する「石造福智六地藏 附 六地藏菩薩碑、弘法大師真影碑、大師堂」でございます。本碑は、村田市兵衛が願主として、世尊寺に造立された一石六地藏です。本碑及び台石の銘文によると、世尊寺15世の永義や東叡山浄名院の堯完も造立に関与しており、周辺の碑や大師堂とともに、当時の歴史や寛永寺との関わり、幕末における区内の歴史を知る上で重要な資料です。さらに、当時の庶民の信仰についても知る上で、また寛永寺の絵所である神田宗庭の幕末における活動について考える上でも貴重でございます。

7ページをご覧ください。無形民俗文化財（風俗慣習）として、東京歳之市羽子板商組合が保持団体となっている「浅草寺歳の市（羽子板市）」でございます。浅草寺歳の市は、江戸時代から浅草寺境内とその周辺に続いてきた歳末の市でございます。江戸・東京における代表的な歳の市として、正月用品や縁起物、日用品などを求める人々の需要に応じてきました。現在は東京歳の市羽子板商組合の主催により、浅草寺境内において、主に贈答・観賞用の押絵羽子板を販売する市として定着しています。江戸時代以来の歳の市が存続する事例として貴重であります。

本日、当該内容についてご決定いただきましたら、2月24日開催の文化観光特別委員会で報告を予定しております。

長くなりましたがご説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、生涯学習課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(2) 指導課 ウ

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

指導課のウについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、ウ、令和7年度幼児・児童・生徒の活躍についてご報告いたします。PDF8ページ、資料5をご覧ください。

項番1、目的についてです。台東区教育委員会は、台東区における学校教育の一層の充実に資するため、文化的分野及びスポーツ分野において優秀な成績を収めた幼児・児童・生徒の努力を称賛するとともに、他の幼児・児童・生徒にも目標に向かって努力することの大切さを指導することとしております。

項番2、対象についてです。区教育委員会の所管に属する台東区立幼稚園・こども園・小学校・中学校に在学する幼児・児童・生徒としております。

項番3、対象期間については、令和7年1月1日、水曜日から令和7年12月31日、水曜日までとなっております。

項番4、令和7年度対象幼児・児童・生徒については、次のページの別紙をご覧ください。

子供たちが努力を重ね、自分自身の力を最大限に発揮した成果があります。

令和7年度の児童・生徒の活躍につきましては、以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、指導課のウについては報告どおり了承願います。

3 その他

○佐藤教育長 本日の案件は以上になります。その他、何かご発言等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の定例会を閉じ、散会といたします。

午後1時59分 閉会

